

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか9名

被告 国

第16準備書面
（社会的状況及び意識の変化2）

2025（令和7）年8月15日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子

ほか

原告らは、本書面において、婚姻や氏にかかる社会的状況及び意識の変化に関する被告主張に対する反論のほか、これらの変化の追加事情について論じる。なお、用語については訴状記載の「略語表」に従う。

目次

第 1	夫婦別氏の選択肢を求める国民の意識の高まり	4
1	はじめに	4
2	令和 3 年内閣府調査の調査方法及び被告による評価に問題があること	4
(1)	被告の反論とその問題点	4
(2)	令和 3 年内閣府調査の回答者は高齢者に偏っていること	6
(3)	内閣府調査の選択肢の設定に欠陥があること	7
(4)	質問方法が差別的であり誘導的であること	11
(5)	設問内容の変更により世論の経年変化の把握が不可能になったこと	13
(6)	令和 3 年内閣府調査に関するまとめ	14
3	被告が引用する 3 択の民間調査にも設問の設定方法に問題があること	15
(1)	被告の反論	15
(2)	民間調査の調査方法にも内閣府調査と同様の問題があること	15
(3)	回答者の年齢構成比が公表されておらず、結果の評価が困難であること	16
4	新たな民間調査結果	17
(1)	民間調査における高い賛成割合	17
(2)	国会議員に対するアンケート	23
5	国に対する新たな意見書	24
6	地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加	27
第 2	近時の調査結果	28
1	事実婚に関する調査	28
(1)	事実婚の実態	28
(2)	事実婚カップルに対する意識調査	30
(3)	小括	32
2	改正後、実際に別氏としたい人たちが多くいること	32
(1)	令和 3 年内閣府調査からの推計	32

(2) 他の各種調査結果	34
(3) 小括	34
第3 まとめ	35

第1 夫婦別氏の選択肢を求める国民の意識の高まり

1 はじめに

1947（昭和22）年から現在に至るまでに、社会的状況の変化に伴い、国民の意識は大きく変化した（仮に一度最高裁による合憲判断が下されていたとしても、事情変更として考慮されるのは、当該合憲判断以降の事情に限られず、問題となっている法令制定以後の全ての事情が対象となることについては、原告ら第14準備書面第2の2を参照）。

内閣府の世論調査における選択的夫婦別氏制度導入に関する質問では、2001（平成13）年には賛成の割合が反対の割合を上回り、婚姻改氏の当事者というべき女性の20～30代の回答は1994（平成6）年には既に賛成が反対を上回り、その後も賛成が高い割合を維持している。

2019（令和元）年以降の民間の世論調査のうち、選択的夫婦別氏制度の賛否を二択で問う調査では、選択的夫婦別氏制度に賛成する意見は6～7割を超えるものばかりであり、特に、「婚姻改氏の当事者」ともいうべき20～30代女性については、ほぼ8～9割が選択的夫婦別氏制度の導入を望んでいる。また、男女を問わず、若年世代ほど賛成割合が高い。

このように、夫婦別氏という選択肢を求める国民の意識（または、夫婦同氏制度には改善すべき問題があるという意識）はますます高まっている。

2 令和3年内閣府調査の調査方法及び被告による評価に問題があること

(1) 被告の反論とその問題点

被告は、国民の意識について、次の2点をあげ、国民の意識の有り様が客観的に明らかといえる状況にあるとは認められないと反論する（被告準備書面(3)第4の2(2)イ・13頁）。

①内閣府による令和3年12月調査（甲A28。以下「**令和3年内閣府調査**」という。）及び近時における民間調査において、㊦夫婦同氏制度の維

持、①夫婦同氏制度の維持及び旧姓の通称使用の法制化又はその拡大、
⑦選択的夫婦別氏制度の導入という3択で質問しているところ、⑦①の
合計が約60ないし70パーセントであるのに対し、⑦選択的夫婦別氏
制度導入を求める旨の回答は約26ないし38パーセントにとどまるこ
と

②令和3年内閣府調査において、「あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによ
る、夫婦の間の子どもへの影響の有無について、どのように思います
か。」との質問に対し、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」
との回答が69.0パーセントに上っていること

しかし、原告ら第14準備書面第2の3でも指摘したとおり、憲法上考
慮される国民の意識は、必ずしも単純な世論調査の結果のみを反映させた
統計的・定量的な事実認定ではなく、個人の尊厳及び法の下での平等といっ
た憲法の基本的価値に照らして検討される法的評価である。したがって、
世論調査の結果を単純に操作して国民の意識の有り様が明らかでないとし
る被告の主張はそもそも失当である。

その点を措くとしても、原告ら第1準備書面第3の1でも主張したとお
り、令和3年内閣府調査には、調査の手法や設計にそもそも問題があり、
結果の評価には注意を要する。そして、令和3年内閣府調査は、本件各規
定が夫婦同氏の例外を認めていないことの合理性を基礎付けるものとはな
らず、むしろ本件各規定の不合理性を裏付けるものであることは原告ら第
14準備書面第3の1で主張したとおりであるが、ここではより具体的に
令和3年内閣府調査の問題点を明らかにし、令和3年内閣府調査に依拠す
る被告の主張が誤っていることを指摘する。また、近時における民間調査
についての反論は下記3において述べる。

(2) 令和3年内閣府調査の回答者は高齢者に偏っていること

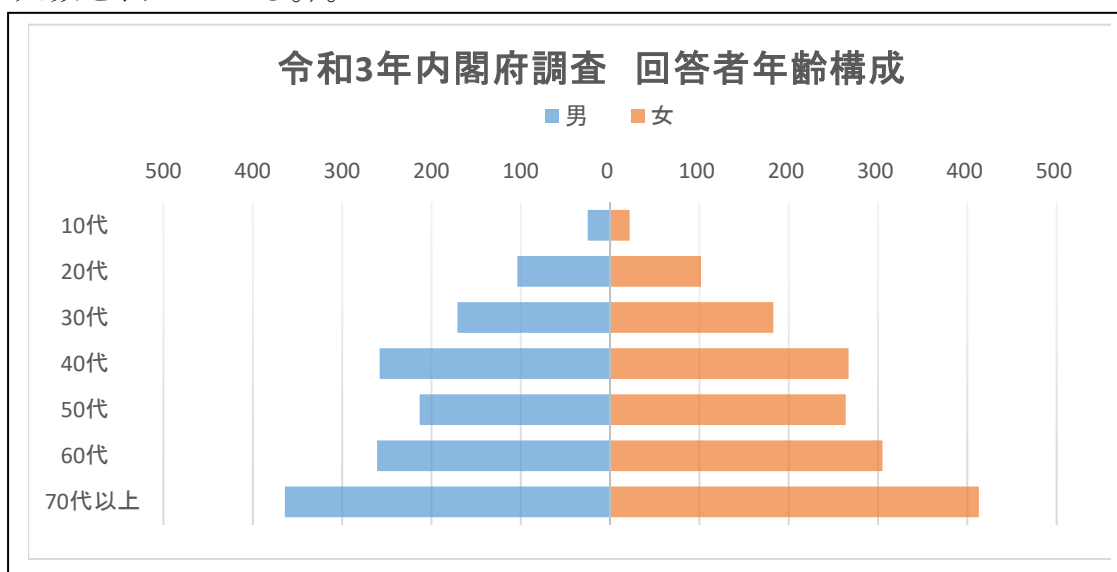
そもそも、内閣府調査には数々の欠陥や問題があることが、これまでも指摘されている。

まず、回答者の年齢構成の偏りという問題がある。内閣府調査は、従前より、回答サンプル数が高齢者層に偏り、60歳以上の回答者数が全体の半分近くを占めてきた。令和3年内閣府調査についても、以下のとおり、60代以上の回答者が多く、回答者全体の45.1%を占めている（下図。甲A28・令和4年3月内閣府政府広報室作成『「家族の法制に関する世論調査」の概要」1頁より引用）。

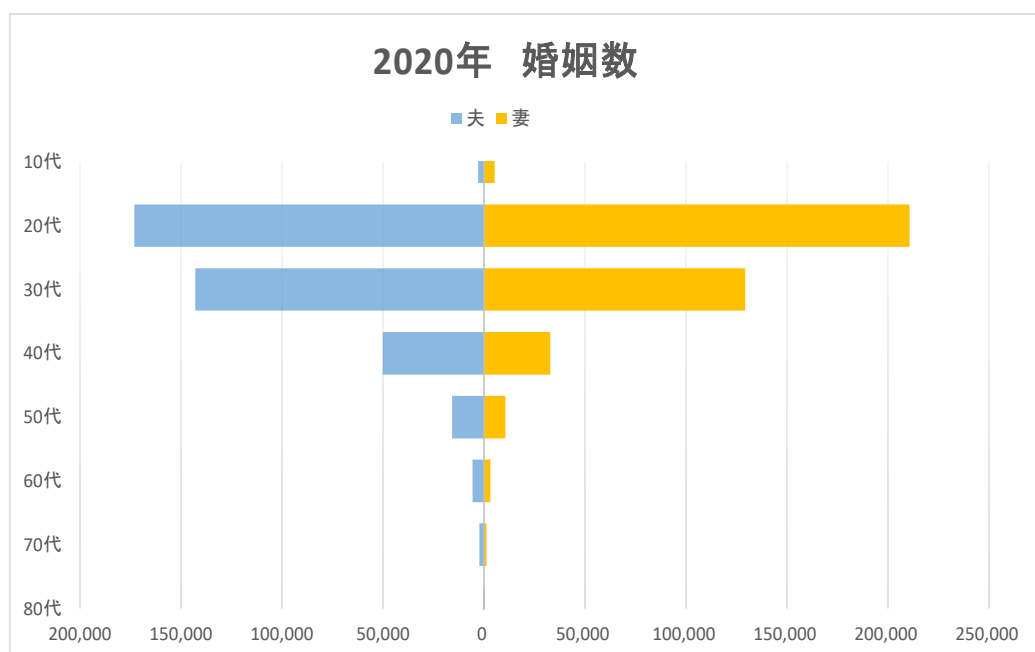
回収結果 有効回収数2,884人（回収率57.7%）

年齢階級	回収数 (男女計)	構成比 (%)	回収数 (うち男性)	回収数 (うち女性)
18～19 歳	63 人	(2.2%)	33 人	30 人
20～29 歳	260 人	(9.0%)	126 人	134 人
30～39 歳	324 人	(11.2%)	145 人	179 人
40～49 歳	477 人	(16.5%)	226 人	251 人
50～59 歳	458 人	(15.9%)	227 人	231 人
60～69 歳	502 人	(17.4%)	236 人	236 人
70 歳以上	800 人	(27.7%)	367 人	433 人
合 計	2,884 人	(100.0%)	1,360 人	1,524 人

上記の年齢構成表を棒グラフにしたのが以下の表である（横軸の数字は人数を表している。）。



これに対して、実際に婚姻した人の年齢構成についてみると、男女いずれについても、59歳以下が全婚姻数の98%を占めている（甲A315の1及び甲A315の2：2020年人口動態統計参照）。これを棒グラフにしたのが下図である（横軸の数字は人数を表している。）。



以上を見比べれば、実際にこれから婚姻しようとする世代は20代・30代の若年層が多いにもかかわらず、令和3年内閣府調査の回答者はその父母や祖父母世代である60代・70代といった高齢層が多いというアンバランスな関係であることが一目瞭然である。

野田聖子男女共同参画担当相（当時）も、回答者の半分近くを60代以上が占めていることにより調査結果が「現実とかけ離れている」と批判していたところである（甲A73・東京新聞2022年3月29日）。

内閣府調査は、令和3年内閣府調査も含め、婚姻する者が多い若年層の意見が反映されにくい構造となっている点で問題がある。

(3) 内閣府調査の選択肢の設定に欠陥があること

ア 回答の選択肢の設定に問題があること

原告ら第1準備書面第3の1でも指摘したとおり、政府の世論調査は、1996（平成8）年より、突如、設問の回答に「あらゆる場面での通称法制化」という選択肢を加え、「民法改正反対」「通称法制化賛成」「民法改正賛成」という3つの選択肢を設けたものであり（甲A61）、これ以降も「通称法制化」という選択肢は残された（下記表参照。令和3年内閣府調査の資料1から抜粋）。

問12の選択肢について		
	現在の制度である夫婦同姓制度を維持	選択的夫婦別姓制度の導入
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要はない	選択肢1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい	選択肢3 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要がある	選択肢2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい	

しかし、選択的夫婦別氏制度と旧姓の通称使用の拡大はそもそも対立する性質のものではない。選択的夫婦別氏制度を導入し、かつ、（夫婦同氏を選択したうえで通称として旧氏を使用したいという人や、夫婦別氏を選択したうえで通称として配偶者の氏を使用したいという人のために）旧姓の通称使用も拡大するという選択肢もあり得るのであるから、本来、旧姓の通称使用も踏まえた回答を選択肢に入れるならば、

「民法改正反対・通称法制化不要（下記表の選択肢1）」

「民法改正反対・通称法制化賛成（下記表の選択肢2）」

「民法改正賛成・通称法制化不要（下記表の選択肢3）」

だけでなく、

「民法改正賛成・通称法制化賛成」

という4つの選択肢を設けるべきであった。それにもかかわらず、内閣府調査では、上記表の選択肢1ないし選択肢3しか設けておらず、「選択的夫婦別氏制の導入・通称使用の法制化」という選択肢がなかった。そのため、

例えば選択的夫婦別姓制度の導入は賛成であるが、自分としては婚姻の際に氏を変更した上で、旧姓の通称使用の拡大を希望する人が選択肢 2 と 3 のどちらを選択すればよいのか分からなくなっている（このように選択的夫婦別姓制度と旧姓の通称使用の拡大の双方の実現に賛成である者の割合が多いことについては下記イ参照。）。したがって、令和 3 年内閣府調査には、回答の選択肢の設定にそもそも欠陥がある。

イ 通称使用についての法制度の説明がないまま選択肢になっていること

加えて、「通称使用についての法制度」という内容自体が不明なまま選択肢とされているという問題がある。

「通称使用についての法制度」によっても、氏を変更したこと（婚姻前の氏が「旧姓」となってしまうこと）によるアイデンティティの喪失を解消することはできず、新たに、ダブルネームによる管理の負担と混乱、氏名記載を必要する多数の法や政省令についての膨大な検討作業を役所（公務員）に負担させるものであること、実際の施行には年数を要し、官民に膨大なシステム改修費を発生させるものであることなど多くの問題があり、その実現可能性すら不明である（法務省作成のパンフレットでも、旧姓の通称使用の法制度化について「逆に社会から見てその人が誰かということが分からなくなり、混乱を招くおそれがあります。」等と説明されている。甲 A 2 9 9 ・ 8 頁）。

しかし、令和 3 年内閣府調査では、こうした旧姓の通称使用の法制化に関する多大な問題がきちんと回答者に知らされていない。結果として、旧姓の通称使用の法制化は、回答者に対してバランスの取れた選択肢であるかのような印象を与え、回答結果を誘導するものとなっている点も繰り返し批判されているところである。なお、実際に旧姓の通称使用の法制化に多くの問題点があることについては、第 1 7 準備書面にて詳述する。

ウ 旧姓の通称使用の法制化への賛成は選択的夫婦別氏制度反対と同義ではないこと

2025（令和7）年1月に実施された毎日新聞社の全国世論調査では、「選択的夫婦別氏制度の導入」と「旧姓の通称使用の拡大」について、それぞれ個別に意見を聞いたところ、

- ・ 選択的夫婦別氏制度の導入に賛成した人全体の90％が通称使用の拡大にも賛成
- ・ 通称使用の拡大に賛成した回答者の61％が選択的夫婦別氏制度の導入にも賛成

という結果が出た。つまり、どちらかに賛成している人は他方にも賛成している傾向が強いこと（甲A316：毎日新聞記事2025年2月6日）、多くの回答者が、実際には選択的夫婦別氏制度と旧姓の通称使用の拡大を二者択一的に考えておらず、その双方の実現を望む者が多いことがこの調査結果で明らかになった。

令和3年内閣府調査について、通称使用の拡大に賛成する者の6割以上が選択的夫婦別氏制度の導入にも賛成しているから、通称法制化の賛成者は選択的夫婦別氏制度の導入に反対であるかのような被告の評価は誤りである（そもそも選択的夫婦別姓制度と旧姓の通称使用の拡大の双方に賛成の人がいずれの選択肢を選べばよいのか分からないという、質問設計上の瑕疵があることについて上記ア参照。）。

エ 小括

以上のように、令和3年内閣府調査は、そもそも回答者の年齢構成に問題があるほか、質問方法として、「選択的夫婦別氏制度の導入」と「旧姓の通称使用の法制化」のどちらか一方しか選べない調査方法となっている点

でも、国民の意識が正確に反映されないという問題がある。

したがって、令和３年内閣府調査から正確に読み取れる結果は、夫婦同氏制度維持賛成と旧姓の通称使用の法制化賛成の計６９．２％が選択的夫婦別氏制度に反対しているということではない。むしろ、６０代以上の回答者が全体の４５．１％を占める中でも、「現在の制度である夫婦同姓制度」には夫婦の氏について改善すべき問題があると考えている者が合計７１．１％もいるということである。

上記に照らせば、旧姓の通称使用の法制化と選択的夫婦別氏制度を二者択一のように位置付ける誤った調査の結果をもって「国民の意識」の有り様がなお客観的に明らかといえる状況にあるとは認められないとする被告の主張は誤っている。

(4) 質問方法が差別的であり誘導的であること

ア 選択的夫婦別氏制度に否定的な意見へ誘導する質問設計

さらに、令和３年内閣府調査は、選択的夫婦別氏制度導入の是非についての質問の前段において、選択的夫婦別氏制度に対する消極意見に誘導するような質問が設けられている点も問題である。すなわち、選択的夫婦別氏制度についての問１２の前段である問１０において、「あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、夫婦の間の子どもへの影響の有無について、どのように思いますか」との問いがあり、回答としては、

「子どもにとって好ましくない影響があると思う」

「子どもに影響はないと思う」

との２つの選択肢しか設けられていない（甲Ａ２８・１８頁）。

しかし、選択的夫婦別氏制度の導入による影響には、「事実婚の父母が法律上の婚姻ができるようになり、夫婦親子の法的関係が保護され、安定する。」「父母が法律上の婚姻をできることにより当然に共同親権者になれば、

親子の法的関係が強まる」などの「良い影響」もある。また、夫婦が互いの婚姻前の氏を尊重している様子を見ながら子どもが育つことは、家族という共同体の中においても個人を尊重する気持ちを育むものとして、子どもにも良い影響をもたらすことも想定される。令和3年内閣府調査の質問10の選択肢は、夫婦の氏が異なると、子どもに対する悪い影響があるかのような印象を与える著しく偏った設定となっている。かかる質問に続いて、選択的夫婦別氏制度の導入についての賛否（問13）が用意されることで、回答者に対して、あたかも選択的夫婦別氏制度は子に悪い影響をもたらす可能性があるとの予断と偏見を与える選択肢が設定されているのである。

被告は、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」との回答が69.0%に上っていることを挙げるが、そもそも選択肢の設定に偏りがあるから、正しい国民の意識を反映した数値とはいえない。

イ 子への悪影響のみを深掘りする質問

そして、続く問11において「夫婦の間の子どもにとって好ましくない影響があるとの意見の中には、次のような意見がありますが、影響があると思うものを選んでください」という深掘りの質問まで設けられており、回答の選択肢として、

「友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる」

「名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える」

「家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される」

が挙げられ、この中から影響があると思うものを、個数は問わずに好きなだけ選択するようになっている（甲A28・20頁）。

以上の問11は、問10で誘導された子どもに対する悪影響を深掘りする

る質問であり、次の問 1 2 の選択的夫婦別氏制度導入の是非の質問の直前に、選択的夫婦別氏制度に対するマイナスのイメージを回答者に与える質問となっているのである。

こうした設問の流れについて、世論調査の方法に関する専門家も、「家族同姓って大事だよね」「別姓って子どもにはマイナスだよね」と意識付けさせておいて問 1 2 にいく流れになっているとして批判している（甲 A 7 2：選択的夫婦別姓の賛成「最低」は本当？ 世論調査のプロが読み解くと：朝日新聞デジタル）。

ウ 質問自体が別氏親子の家族への差別

また、そもそも、この質問自体が、日本に既に多数存在する別氏親子の家族（連れ子再婚の家族、離婚後の親子、国際結婚の家族など）への差別となっている。多数の回答者の中には、必ず別氏親子の家族の者もいるのであり、そうした回答者は、自身の家族を「子が違和感や不安感を感じる家族」「一体感のない家族」「子を健全に育成できない家族」として、国から「悪い家族」として否定評価され、精神的に傷ついた者がいることが容易に推測される。

エ 小括

このように、令和 3 年内閣府調査は、選択的夫婦別氏制度についての質問（問 1 2）の前段の質問内容が、回答者に同制度へのマイナスのイメージを与え、選択的夫婦別氏制度の導入に問題があるかのように誘導しているという誤りがある。

(5) 設問内容の変更により世論の経年変化の把握が不可能になったこと

なお、平成 2 9 年内閣府調査（甲 A 7 0）では、選択的夫婦別氏制度の

導入に賛成した人の割合は42.5パーセントであったが、令和3年内閣府調査（甲A28・21頁、甲A71の1）では28.9パーセントとなっており、数値だけみると選択的夫婦別氏制度の導入に対する賛成者が減っているように見える。

しかし、平成29年内閣府調査と令和3年内閣府調査では質問文や選択肢の内容が大きく変更されているため、そもそも「世論の経年変化」の把握が不可能となってしまったのであり、単純に数値を比較することは適切ではない（甲A72）。

民間調査によれば選択的夫婦別氏制度への賛成が増加し続けていた同じ時期に、内閣府調査においてのみ賛成が減るというのはあまりに不自然な結果である。

この設問等の変更に問題があるとして、インターネットを利用した再調査が存在する。同調査によれば、平成29年内閣府調査の質問と令和3年内閣府調査の質問を改めてそれぞれ行ったところ、令和3年方式の誘導的質問の仕方の方が選択的夫婦別氏制度に賛成する人が少なくなるという結果が出ている（甲A317：ジャパン・バロメーター）。すなわち、このネット調査によって、令和3年内閣府調査において平成29年内閣府調査よりも選択的夫婦別氏制度への賛成支持が減ったのは設問等の変更をしたためであることが証明されたのであり、両調査を単純に比較して評価することは誤りであることを重ねて指摘する。

(6) 令和3年内閣府調査に関するまとめ

以上のとおり、令和3年内閣府調査には、その回答者の年齢構成、質問方法等の問題が多々あり、選択的夫婦別氏制度に関する国民の意識が正しく反映されたものとはいえない。

したがって、令和3年内閣府調査の結果を踏まえて、国民の意識の有り

様が客観的に明らかといえる状況にあるとは認められないと反論する被告の主張は、世論の状況を把握するにあたって考慮すべきでない資料に依拠している点で認められない。令和３年内閣府調査の結果は、選択的夫婦別氏制度の導入に対する賛成割合を減らすことに繋がる多くの設計上の問題がある中で、夫婦同氏制度には問題があると考えている人が多くいることを示すものであり、むしろ本件各規定が夫婦同氏の例外を認めていないことの合理性がないことを裏付けるものとして参照されなければならない。

３ 被告が引用する３択の民間調査にも設問の設定方法に問題があること

(1) 被告の反論

被告は、令和３年内閣府調査と同様に、①「夫婦同氏制度の維持」、②「夫婦同氏制度を維持しつつ通称使用を法制化（通称使用を拡大）」、③「選択的夫婦別氏制度の導入」という３択の選択肢を設定した民間調査（乙３、９、１０、１１の１、１２、１３）を踏まえて、①夫婦同氏制度の維持を求める旨の回答及び②夫婦同氏制度を維持して通称使用を法制化（通称使用を拡大）する旨の回答の割合が、③選択的夫婦別氏制度の導入を求める旨の回答の割合よりも高くなっていることを指摘している。

(2) 民間調査の調査方法にも内閣府調査と同様の問題があること

ア 回答の選択肢の設定に問題があること

しかし、被告が提出している民間調査も全て、選択的夫婦別氏制度に賛成、夫婦同氏制度を維持、夫婦同氏制度を維持しつつ通称使用を法制化（通称使用を拡大）の３通りの選択肢をもうけ、選択的夫婦別氏制度と通称使用が相反するものとして設定されており、内閣府調査と同様、民意を十分に反映していない。

繰り返しとなるが、選択的夫婦別氏制度の導入にも通称使用の法制化（拡

大)にも賛成という者も一定数いるのであり、①「夫婦同氏制度の維持」及び②「夫婦同氏制度を維持しつつ通称使用を法制化(通称使用を拡大)」の回答者がすべて選択的夫婦別氏制度導入に反対であるかのような整理・評価は誤っている。

イ 通称の法制化への賛成は選択的夫婦別氏制度反対と同義ではないこと

しかも、原告ら第2準備書面でも詳述したとおり、「通称使用の拡大」といっても、その内容は極めて不明確であり、その十分な説明をすることなく選択肢に取り入れている点で問題がある。しかも、「通称使用の拡大」では限界があり、新たな弊害や不利益が生じることから、解決とならないものであるところ、その点について回答者の理解が及んでいないという問題もある。

また、「通称使用の法制化」についても、内容が不明確かつ不十分なものを、その十分な説明をすることなく選択肢に取り入れている点で問題がある。さらに、そもそも旧姓の通称使用の拡大でも法制化でも、問題の解決とならないことは、原告ら第17準備書面にて詳述する。

被告は、「通称使用の法制化」と「通称使用の拡大」を同じもののよう整理しているが、それらの内容は不明確であり、例えば、「通称使用の拡大」に「法制化」までイメージする者もいれば、そうでない者もいる。これらが同内容であるかのような被告の整理は、不正確である。

(3) 回答者の年齢構成比が公表されておらず、結果の評価が困難であること

加えて、これらの調査対象となった人の年齢構成比は公表されておらず、調査の客観性が担保されていない。内閣府調査のように回答者の年齢が高齢層であったとすれば、婚姻当事者が直面する問題に関する回答者構成としては極めてアンバランスである。

今般、原告ら代理人は、被告が提出した民間調査の実施主体に対して、回答者の年齢構成比等の開示を求めた。乙第10号証の世論調査を実施した読売新聞グループ本社広報部からの回答は、「回答データの男女比や年代構成などについては、従来公表していません。」と、回答者構成の開示は拒否するものであった（甲A318の1及び2）。また、乙第9号証・乙第11号証の1・乙第12号証・乙第13号証の世論調査を実施した産経新聞社とFNN（フジニュースネットワーク）からの回答も、「調査自体が報道を目的としたものであり、報道した内容以上のデータの詳細は公開していないので、回答を控えさせていただきます。」として、やはり回答者構成の明確な開示はなされなかった（甲A319の1及び2、甲A320の1及び2）。そのため、回答者の男女比や年齢比が不明であり、かかる調査結果から直ちに国民の意識の有り様を推察することはできない。

したがって、被告の反論には理由がない。

4 新たな民間調査結果

(1) 民間調査における高い賛成割合

ア 国民一般に対する調査

原告らは、原告ら第1準備書面第3の2において近時の16個の調査結果を示し、民間調査では選択的夫婦別氏制度に賛成の割合が非常に高いことを示した。これらの調査では、「通称使用拡大ないし法制化」の選択肢を設けておらず、選択的夫婦別氏制度導入への賛成者の割合を正確に把握することができるため、国民の意識を評価する上でも信用性が高い証拠である。

原告ら第1準備書面の提出後も、こうした民間調査は増え続けている。新たな調査結果（回答者の内訳が新たに公表されたものも含む。）を追加した一覧表は以下のとおりであり、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する割

合は極めて高いものとなっている。なお、今回追加した調査は太字ゴシック体で表記している。

表 1 選択的夫婦別氏制度導入の賛成割合

調査 No	書証	調査主体	回答者	賛成割合	調査実施時期
1	甲 A 74	サンケイリビング新聞社	全年齢男女	80.0%	2019.3-4
2	甲 A 75	日本経済新聞社	働く 20 代～50 代 女性	74.1%	2019.11-12
3	甲 A 76	朝日新聞社	全有権者男女	69.0%	2020.1
			女性	71.0%	
			50 代以下の女性	8 割以上	
4	甲 A 77	西日本新聞社	全年齢男女	約 8 割	2020.3
			女性	87.5%	
5	甲 A 78	TOKYO FM	全年齢男女	82.9%	2020.10
			女性	93.2%	
6	甲 A 79	早稲田大学法学部 棚村政行研究室／ 選択的夫婦別姓・ 全国陳情アクション	20 歳から 59 歳ま での男女	70.6%	2020.10
			20 代女性	83.4%	
			30 代女性	82.2%	
7	甲 A 80	日本労働組合総連 合会「夫婦別姓と	20～59 歳の働く男 女	64.0%	2022.7

		職場の制度に関する調査 2022」	女性	70.2%	
8	甲 A 321	国立社会保障・人口問題研究所「第7回家庭動向調査」	29 歳以下	75.8%	2022. 7
			30 代	76.3%	
			60 歳未満の未婚者	85.3%	
9	甲 A 322	日本財団 18 歳意識調査	全国の 17 歳～19 歳男女	78.3%	2022. 12
			女性	82.9%	
10	甲 A 81 甲 A 323	厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所等「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」	全国の 18～69 歳の男女 18000 人	83.9%	2023. 2-3
			10 代	94.8%	
			20 代	91.4%	
			30 代	86.9%	
			40 代	84.6%	
			50 代	81.9%	
			60 代	76.7%	
11	甲 A 82	共同通信社	18 歳以上の男女	77.0%	2023. 3-4
			若年層	87.0%	
			女性若年層	91.0%	
12	甲 A 83	TBS NEWS23	全年齢男女（アプリでの募集）	74.9%	2024. 2
13	甲 A 84	SHE 株式会社	20 歳以上女性	75.3%	2024. 3

14	甲 A 85	NHK	全国の 18 歳以上の 男女	62.0%	2024. 4
			60 代以下の年代	いずれの 年代も 70%台	
15	甲 A 86	共同通信社	全国の 18 歳以上の 男女	76.0%	2024. 3-4
16	甲 A 87	朝日新聞社	全有権者男女	73.0%	2024. 7
			女性	79.0%	
			30 代	87.0%	
17	甲 A 88	日本経済新聞社・ テレビ東京	全有権者男女	69.0%	2024. 7
			18～39 才	8 割	
18	甲 A 89	FNN	全有権者男女	66.6%	2024. 7
			20 代以下女性	93.3%	
			30 代女性	79.4%	
			40 代女性	91.7%	
19	甲 A 324	共同通信社（第 1 回衆院選トレンド 調査）	全有権者男女	66.9%	2024. 10. 12- 13
			自民党支持層	63.7%	
			30 代以下	76.5%	
			40～50 代	72.8%	
			女性	70.2%	

20	甲 A 325	Yahoo!クラウドソーシング	20 代以下から 60 代以上の男女	66.0%	2024. 10. 26
			20 代以下女性	76.7%	
			30 代女性	72.0%	
			40 代女性	69.3%	
			50 代女性	69.3%	
21	甲 A 326	日本テレビ系列・読売新聞社（衆議院選挙出口調査）	18 歳・19 歳	79.0%	2024. 10. 27
			20 代	77.0%	
			30 代	74.0%	
			40 代	72.0%	
			50 代	71.0%	
22	甲 A 327	朝日新聞社	全有権者男女	63%	2025. 2. 15-16
			18～29 歳	80%	
			自民支持層	59%	
23	甲 A 328	共同通信	全国の 18 歳以上の男女 3 千人	71%	2025. 3-4
			30 代女性	85%	

新たな調査結果においても、ほとんどが 6～7 割以上の賛成割合となっており、自民党支持層も 63.7% が賛成しているほか（甲 A 324 の 1 及び 2）、特に若い世代や女性の賛成割合が高い傾向がある（甲 A 321、A 322、A 324 の 1 及び 2、A 325、A 326、A 327、A 32

8の2)。

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所等「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」(表のN0.10)は、国立社会保障・人口問題研究所などに所属する研究者チームによる全国の1万8千人を無作為抽出した大規模な調査であるが、2025(令和7)年3月に公表された回答者の年齢別回答をみれば、選択的夫婦別氏制度に賛成の者(「賛成」及び「やや賛成」の合計)は、10代94.8%、20代91.4%、30代86.8%と、特に若年層の賛成が高い傾向であった(甲A323・18頁)。

イ 特定の職域での調査

上記表は広く国民を対象者とした調査であるが、対象者を特定の職種に限定したアンケートも実施されており、そういった調査においても、選択的夫婦別氏制度に賛成の者が高い割合に及んでいる。

① 都道府県知事に対する調査

共同通信社が2024(令和6)年7月～8月に全国の都道府県知事と1741市区町村長に対して行ったアンケート(93%に当たる1667人が回答)によれば、選択的夫婦別氏制度を「認めるべきだと思う」が22%、「どちらかといえばそう思う」が56%であり、賛成意見が78%という結果であった(甲A329)。

② 研究者に対する調査

さらに、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会が2025(令和7)年4月から5月にかけて学協会連絡会加盟の学協会会員に対して行ったアンケートによれば、有効回答数7582名、回答者全体の67%、女性回答者の83%が、選択的夫婦別氏制度に賛成という結果であった(甲A330「選択的夫婦別姓制度に関するアンケート結果報告」15頁)。同法人

は、応用物理学会、日本化学会、日本物理学会などが中心となって理工学系学協会に呼びかけ発足した連絡会であり、理工学系の学会員が加入している団体である。

(2) 国会議員に対するアンケート

以下２点は、国会議員に対するアンケート結果である。

表２ 国会議員の調査表

調査 No	書証	調査主体	回答者	賛成割合	調査実施時期
1	甲 A 331	毎日新聞（衆議院選挙の全候補者アンケートのうち、当選者分を再集計）	当選者	65.0%	2024. 10. 28
2	甲 A 332	時事通信社	全国会議員 705 名の内、回答者 472 名	66%	2025. 1-2

甲 A 3 3 1 は衆議院選挙の全候補者に対するアンケートであるが、選択的夫婦別氏制度の導入について当選者の 6 5 % が賛成しており、自民党においても、賛成 3 1 %、反対 3 3 %、無回答 3 1 % と、反対者に比べて賛成者が少ないとはいえない結果であった（甲 A 3 3 1）。

甲 A 3 3 2 では、その選択肢が選択的夫婦別氏制度の導入への賛否と旧姓の通称使用への賛否が併存している点に問題があるが、そのような質問形式であっても回答者の 6 6 % が選択的夫婦別氏制度に賛成している（甲 A 3 3 2）。

以上のように、国会議員の間でも、選択的夫婦別氏制度に賛成の者がもはや多数であったにもかかわらず、選択的夫婦別氏制度の法制化が一向に実現しておらず、具体的な審議すらもされない状況が続いていた。これは、民主主義の基本である多数決原理が働いておらず、もはや国会の立法による問題の解決が期待できないことを裏付けるものである。

なお、本年6月の衆議院法務委員会において、ようやく選択的夫婦別氏制度に関する参考人招致が行われるに至った。しかし、ここでも選択的夫婦別氏制度に対して反対の立場の参考人から、平成27年大法廷判決について、アイデンティティの喪失の問題までは救済できないとしたものであるとか（2025（令和7）年6月17日）、通称使用の拡大もしくはそれに一定の法制化をしていくということが平成27年大法廷判決の示した方向にも合うものであり、困っている人がいても通称使用の拡大や法制化で全て乗り越えていくことができる（2025（令和7年）6月10日）といった形で、平成27年大法廷判決に関する誤った理解を前提に、平成27年大法廷判決が選択的夫婦別氏制度を導入すべきでない理由として用いられてしまっている（その他、最高裁による合憲判断が国会において議論をしない理由として使われてきたことについて、原告ら第8準備書面第6も参照）。

5 国に対する新たな意見書

各種団体による選択的夫婦別氏制度導入を求める動きも年々強まっていることは、原告ら第1準備書面第3の5で述べたとおりである。

原告ら第1準備書面提出後に発出された意見書を追加した一覧は以下のとおりである。なお、今回追加した調査は太字ゴシック体で表記している。

表 3 選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書

	年月日	団体名	要請	書証
①	1993/10/29	日本弁護士連合会	選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議	甲 A 1 0 2
②	1995/1/20	日本女性法律家協会	婚姻制度等に関する民法改正要綱試案に対する意見書	甲 A 1 0 3
③	2008/10	全国女性税理士連盟	民法改正の要望書	甲 A 1 0 4
④	2009/10/3	全国司法書士女性会	選択的夫婦別姓早期実現推進	甲 A 1 0 5
⑤	2010/4/16	日本女性学会	民法改正に関する要望書	甲 A 1 0 6
⑥	2013/12/5	全国労働組合総連合	民法の婚外子相続差別撤廃についての改正案成立に關しての談話	甲 A 1 0 7
⑦	2014/6/23	日本学術会議	男女共同参画社会の形成に向けた民法改正	甲 A 1 0 8
⑧	2016/3/18	日本女性法律家協会	選択的夫婦別姓と再婚禁止期間廃止を内容とする 民法の早期改正を求める会長声明	甲 A 1 0 9
⑨	2021/3/10	日本組織内弁護士協会	夫婦別姓制度の導入に関する理事長声明	甲 A 1 1 0
⑩	2021/7/9	全国保険医団体連合会女性部	夫婦同姓強制を合憲とした最高裁決定に抗議し、選択	甲 A 1 1 1

			的夫婦別姓制度の速やかな導入を求めます	
⑪	2024/3/8	選択的夫婦別姓の早期実現を求めるビジネスリーダー有志の会 一般社団法人あすには	民法改正に関する要望書 ー誰もが働きやすい国へ向け、選択的夫婦別姓制度の法制化を求めるー	甲 A 1 1 2
⑫	2024/3/8	公益社団法人 経済同友会	選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望	甲 A 5 3
⑬	2024/3/8	一般社団法人新経済連盟	選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望	甲 A 1 1 3
⑭	2024/6/14	日本弁護士連合会	誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議	甲 A 1 1 4
⑮	2024/6/18	一般社団法人 日本経済団体連合会	選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～	甲 A 5 4
⑯	2024/7/3	日本取締役協会	異なる選択を許容し尊重する社会の実現に向けて	甲 A 4 9
⑰	2024/11/7	日本弁護士連合会	女性差別撤廃委員会による勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める会長談話	甲 A 3 3 3

⑩	2025/5/25	日本経済団体連合会	選択肢のある社会の実現を 目指して～女性活躍に対す る制度の壁を乗り越える～ (改訂)	甲 A 3 3 4
---	-----------	-----------	--	-----------

6 地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択され続けている。2024（令和6）年8月末時点で意見書が採択された議会の合計数は333議会であったが（甲A100）、2025（令和7）年8月7日時点において、かかる意見書が採択された議会の合計数は410議会に及んでいる（甲A335・地方議会意見書一覧）。

ここで、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択された都道府県・市区町村の人口（住民基本台帳、2024年1月現在）を合計すると、9024万8563人となる。これは、同月時点の日本の総人口1億2488万5175人の、実に72.26%となる。2024（令和6）年8月末時点で意見書が採択された都道府県・市区町村の人口は、同様の計算をすると8281万9698人で、日本の総人口の66.32%であったが、その後も採択が増え続けた結果、とうとう7割を越えたものである。この数値は、各種アンケートにおいて選択的夫婦別氏制度に賛成との回答が6～7割以上という結果が頻出している状況とも整合しており、もはや7割以上の日本国民が、選択的夫婦別氏制度の導入を求めている現状が裏付けられている。

第2 近時の調査結果

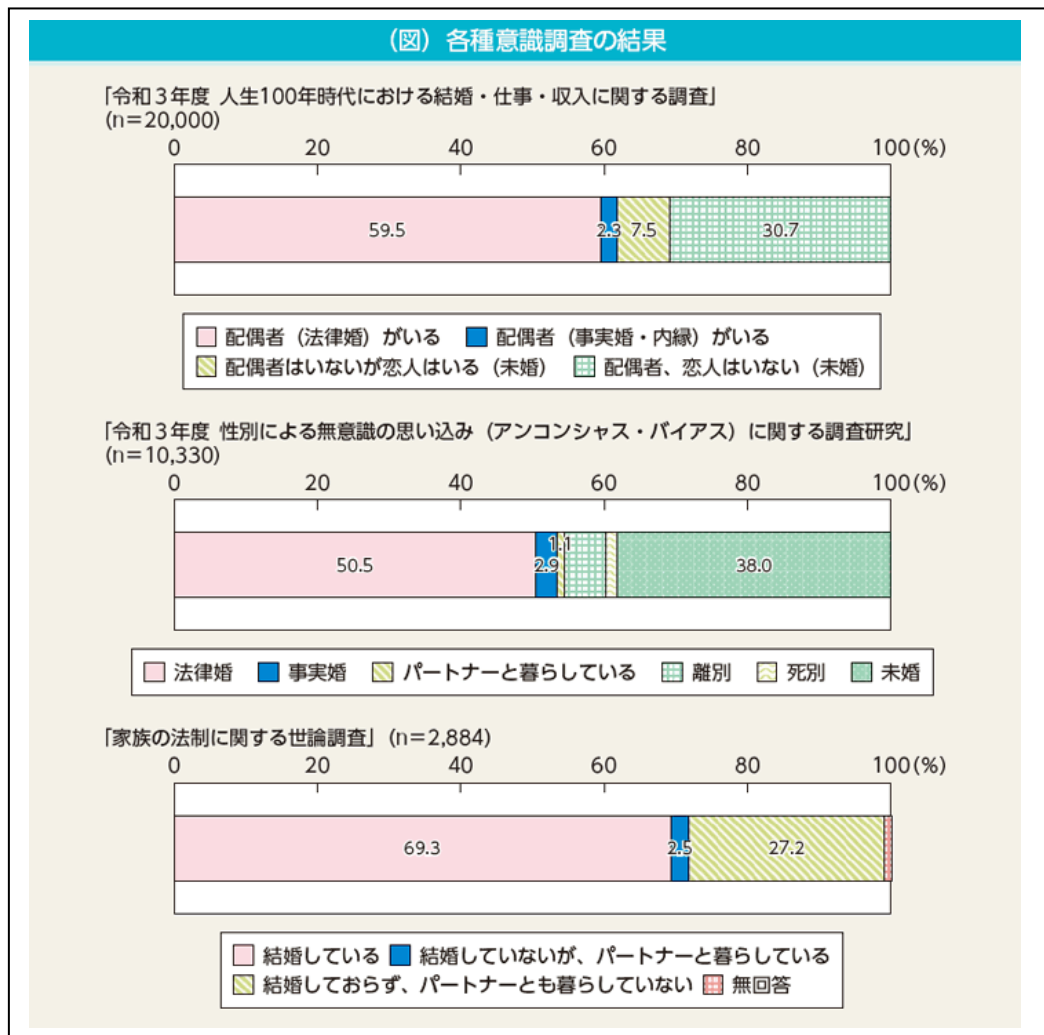
1 事実婚に関する調査

(1) 事実婚の実態

ア 事実婚の割合

男女共同参画白書では、内閣府が令和3（2021）年度に実施した各種意識調査の結果に基づき、婚姻の実態はあるが婚姻の届出を行っていない事実婚を選択している人は成人人口の2～3％を占めていると推察している。

例えば、内閣府男女共同参画局が実施した委託調査（「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」・甲A8）では、調査回答者のうち「配偶者（事実婚・内縁）がいる」と回答した人は2.3％であった。別調査（「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」）では、調査回答者のうち「事実婚」と回答した人は2.9％、「パートナーと暮らしている」と回答した人は1.1％であった。内閣府大臣官房政府広報室による世論調査（「家族の法制に関する世論調査」）においては、「あなたは現在、結婚していますか」との質問に対し、「結婚していないが、パートナーと暮らしている」と回答した人は2.5％となっている。（以上、甲A336の1・男女共同参画白書令和4年版 コラム3「事実婚の実態について」より引用）



（上記図は、甲 A 3 3 6 の 2 ・男女共同参画白書令和 4 年版 コラム 3 「事実婚の実態について」内の「(図) 各種意識調査」より引用）

イ 「事実婚」と夫婦の氏

事実婚を選択する理由としては、夫婦の氏の問題があることが指摘されている。

内閣府男女共同参画局が実施した委託調査においては、積極的に結婚したくない理由として「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答した割合は、20～30代の女性で25.6%、男性で11.1%、40～60代の女性で35.3%、男性で6.6%であった（甲 A 8・39頁）。

(2) 事実婚カップルに対する意識調査

ア 2024（令和6年）実施の事実婚に関する意識調査（甲A337）

2024（令和6）年5月に一般社団法人あすにはが事実婚当事者を対象に実施した「事実婚に関する意識調査」によれば、回答者の86%が、婚姻の届出をしない理由として「自分が改姓を望んでいない」ことを挙げている。

また、回答者の91.9%が、「選択的夫婦別姓が法制化されたら、婚姻届を提出する」と回答している。

法律婚が出来ないことによる不利益としては、「漠然とした心理的不安」「社会のあらゆる夫婦向けのサービスの対象にならない」「別姓の理由を都度問われる」「子供が非嫡出子になる子供の不利益」などが挙げられている。

イ 2025（令和7）年実施の事実婚に関する意識調査（甲A338）

2025（令和7）年3月、「一般社団法人あすには」は、全国の10～59歳男女を対象に事実婚に関する大規模調査を行った。

スクリーニング対象の20歳から59歳の1万人のうち2.0%が事実婚と回答しており（甲A338の1・10頁）、この数値は、内閣府男女共同参画局が発表している“事実婚を選択している人は成人人口の2～3%を占めている”との推計に合致している。

この調査で明らかとなった各年代の事実婚割合を、2025（令和7）年3月時点の20代から50代の人口推計（総務省統計局、甲A338の2）にそれぞれ乗じると、合計約122.6万人の人が事実婚状態にあると推定される（下記表参照）。

また、回答者全体の約半数（49.1%）、20代では6割以上が、「選択的夫婦別姓が法制化されたら、法律婚に移行する」と回答している（甲

A 3 3 8 の 1 ・ 1 8 ～ 1 9 頁)。上述の各年代の事実婚の人数推計に各年代の回答割合を乗じると 1 2 2 . 6 万人存在すると推計される事実婚人口のうち、実に約 5 8 . 7 万人が選択的夫婦別氏制度が法制化されたら婚姻届を提出すると考えている（結婚待機人数）と推計することができる（下記表参照）。

結婚待機人数 58.7万人

今回の調査結果（事実婚の割合と、選択的夫婦別姓が法制化されたら婚姻届を提出する割合）を、2025年3月の人口推計から推定した20-50代の事実婚の方の人数（約122.6万人）をあわせると、選択的夫婦別姓が法制化されたら婚姻届を提出する「**結婚待機人数**」は **58.7万人**と推定されます。

年齢	A 2025年3月人口推計(万人)※	B 事実婚の割合%	C=A×B 事実婚の人数推計(万人)	D 法改正で婚姻届を出す割合(%)	E = C×D 結婚待機人数(万人)
20歳代	1272	1.8%	22.9	62.3%	14.3
30歳代	1321	1.9%	25.1	46.8%	11.7
40歳代	1618	2.0%	32.4	42.3%	13.7
50歳代	1835	2.3%	42.2	45.1%	19.0
合計	6046		122.6		58.7

※人口推計2025年(令和7年)3月報

※東北大学大学院・吉田浩教授 4/19 検算

（上記は、あすには「事実婚当事者の意識調査分析結果」甲 A 3 3 8 の 1 ・ 2 0 頁より引用）

また、上記調査において、事実婚をしている 5 3 2 名を対象に、婚姻届を出さない理由を質問したところ、「自分又は相手が改姓を望まないから」が最も多かった（甲 A 3 3 8 の 1 ・ 1 4 ～ 1 5 頁）。

法律婚が出来ないことによる不利益としては、「税の控除が受けられない」「医療行為への同意ができない可能性がある」「相続権がない／遺言書があっても相続税がかかる」といった回答が多かった（甲 A 3 3 8 の 1 ・ 1 6 ～ 1 7 頁）。

ウ 男女共同参画学協会会員に対する調査

一般社団法人男女共同参画学協会連絡会が2025（令和7）年4月から5月にかけて学協会連絡会加盟の学協会会員に対して行ったアンケートによれば、回答者全体の3.5%、女性回答者の4.9%、男性回答者の2.7%が事実婚経験者（「事実婚」のみの経験者及び「法律婚と事実婚」両方の経験者の合計）であるという結果が出た（甲A330「選択的夫婦別姓制度に関するアンケート結果報告」12～13頁）。この数値は内閣府調査の2～3%よりもやや高く、研究者については、過去の研究実績が断絶されることのないよう、従前の氏を名乗り続ける必要があるという側面が影響していると思われる。

(3) 小括

以上のとおり、上記の意識調査により、日本には、事実婚のカップルが100万人以上いることが推計されること、そのほとんどが、互いが改姓を望まないために事実婚を選択せざるをえなかったものであること、仮に選択的夫婦別氏制度が法制化されたら婚姻届を提出すると考えている人が全体の約半数、20代では6割以上いること、結婚待機人数は20代から50代全体で約58.7万人と推計されることが明らかになっている。

2 改正後、実際に別氏としたい人たちが多くいること

(1) 令和3年内閣府調査からの推計

内閣府調査では、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成した人に対して、選択的夫婦別氏制度に変わった場合に夫婦別氏を希望するかという質問をしている。

そこで、令和3年内閣府調査において、選択的夫婦別氏制度の導入に「賛成」かつ「選択的夫婦別氏制度に変わった場合に夫婦別氏を希望する」と

回答した者の割合（甲 A 7 0、甲 A 3 3 9 の 1）を、2 0 2 1（令和 3）年の人口推計（甲 A 3 3 9 の 2）と掛け合わせたのが下記表である。

表 4 夫婦別姓を选びたい人の割合と人数

夫婦別姓を选びたい人の割合と人数				令和 3 年内閣府調査からの推計
年齢	① 選択的夫婦別氏制度に賛成	② 賛成者の内、夫婦別氏を希望する者	③ 回答者全体に占める別氏希望者の割合 ① × ②	④ 別氏希望者の人数 年齢別人口 × ③ (人)
18～29 歳	39.9%	27.9%	11.1%	1,566,432
30～39 歳	38.6%	28.8%	11.1%	1,475,190
40～49 歳	39.2%	25.1%	9.8%	1,715,000
50～59 歳	31.0%	35.2%	10.9%	1,827,494
60～69 歳	25.7%	30.2%	7.8%	1,177,644
70 歳以上	15.1%	37.2%	5.6%	1,580,320
計				9,342,080

上記表によれば、6 0 歳未満では約 1 割の人が実際に夫婦別氏を選ぶことを希望しており、選択的夫婦別氏制度に変わった場合に夫婦別氏を希望すると考えている人は日本中で約 9 3 4 万人いると推計される。これは、少数派ではあっても、決して少ない人数ではない。

なお、令和 3 年内閣府調査の選択肢には、通称使用の法制化に関するものも含まれており、通称使用の法制化を選択した者にも、選択的夫婦別氏制度に変わった場合に夫婦別姓を希望すると考えている人は含まれている

ことから、実際には夫婦別氏を希望する者はより多い人数となることが推測される。

(2) 他の各種調査結果

ア 2021（令和3）年4月26日に女性経営者を対象として一般社団法人日本跡取り娘共育協会が実施したアンケートによれば、既婚者は結婚したとき（未婚者は結婚するとき）、選択的夫婦別氏制度があれば、夫婦別氏を選んだか（選ぶか）という質問に対し、64.4％が「選ぶ」と回答している（甲A90・4頁）。

イ 2025（令和7）年2月に日本経済新聞が読者約2300人にオンライン調査したところ、63％が選択的夫婦別氏制度の導入に賛成であり、結婚している女性515人の半数以上が「別姓を選択したかった」と答えた（甲A340：日本経済新聞2025年3月7日）。

ウ 2025（令和7）年5月、中国新聞社は、20、30代を対象としたアンケートを行った。同アンケートでは、女性の46％が、法律で選択的夫婦別氏制度が認められたら利用を希望すると回答した。一方で、男性は29％にとどまるとの結果であり、男女の意識の差も浮かび上がる結果となった（甲A341：中国新聞デジタル記事2025年5月31日）。

(3) 小括

以上のように、日本中に、選択的夫婦別氏制度が導入された場合には実際に夫婦別氏を希望すると考えている、決して少なくない人々が存在している。そして、調査によっては、半数もしくはそれ以上の女性が、選択的夫婦別氏制度を単に支持するのだけではなく、改正後に自身が利用したいと待ち望んでいる現状が明らかとなっている。

第3 まとめ

以上のとおり、選択的夫婦別氏制度に賛成する割合は前回書面以降も増加しており、国民の意識は変化し続けている。

選択的夫婦別氏制度と通称使用の拡大（法制化）は二者択一ではなく、両者に賛成という者も少なからず存在するから、選択的夫婦別氏制度と通称使用の拡大（法制化）のどちらかしか選べないような選択肢の設定は誤っている。また、調査結果を評価する際には、回答者の年齢構成比が各年代でバランスがとれていることが重要である。

各年代にバランスよく、選択的夫婦別氏制度の賛否をストレートに問うた調査結果こそ、民意を正確に表すものであり、そういった調査結果では選択的夫婦別氏制度への賛成割合が6～7割を越えている現状が明らかになっている。特に婚姻年齢といえる若年層の賛成割合は高く7～8割に及んでいる。

また、選択的夫婦別氏制度の導入を自らの問題として待ちわびている国民も多く存在する。日本では、事実婚をしている人が122万6000人程度おり、うち推計58万7000人程度が、選択的夫婦別氏制度が導入されれば婚姻届を提出する「結婚待機人数」である（甲A338の1）。また、令和3年内閣府調査によれば、事実婚に限らない日本国民のうち、選択的夫婦別氏制度が導入された場合に夫婦別氏を希望する者は約934万人いる（推計）。

このように、決して無視のできない多くの国民が、選択的夫婦別氏制度の実現を待ち望んでいる。

1947（昭和22）年から現在に至るまでに、社会的状況の変化に伴い、国民の意識は大きく変化しているのであり、現在の夫婦同氏制度（別氏という例外を認めないこと）の必要性及び合理性は、既に失われている。

以上